

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2020 年 4 月 17 日号 (No.325)

I. 全人代レベル

II. 国務院レベル

III. 中央行政部門レベル

1. 「疫病対応、改革のさらなる深化及び外資プロジェクト
関連業務の遂行に関する通知」

2. 「一部の証券先物規則の改正に関する決定」

3. 「一部の証券先物規範性文書の改正に関する決定」

IV. 司法解釈

V. 地方レベル

VI. その他（意見募集稿等）

1. 「外商投資企業苦情申立業務規則（意見募集稿）」

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<http://www.mhmjapan.com/>

弁護士 射手矢 好雄

☎ 03-5223-7713

弁護士 石本 茂彦

☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉

☎ 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

I. 全人代レベル

該当なし

II. 国務院レベル

該当なし

III. 中央行政部門レベル

1. 「疫病対応、改革のさらなる深化及び外資プロジェクト関連業務の 遂行に関する通知」

（原文「国家发展改革委关于应对疫情进一步深化改革做好外资项目有关工作的通知」）

国家発展改革委員会、2020 年 3 月 9 日公布、同日施行

国家発展改革委員会は、2020 年 3 月 9 日、「疫病対応、改革のさらなる深化及び外資プロジェクト関連業務の遂行に関する通知」（以下「本通知」という。）を公布した。

本通知は、新型コロナウイルス感染症への対応及び経済発展の向上を目的として、国家発展改革委員会が省レベルの発展改革委員会に対して、外資関連業務の遂行に関して指導を行うものである。本通知は、外資企業に対する通知ではないものの、当局の法執行を指導するものであり、外資企業にとって行政手続の申立の際に一定の参考になると考えられる。

本通知の主な内容は以下のとおりである。

中国最新法令 < 速報 >

(1) 外資企業に対する支援政策

本通知によれば、省レベルの発展改革委員会は、外資プロジェクト及び外資企業の業務再開を積極的に支援しなければならないとされており、重大な外資プロジェクトを協力して推進しなければならないとされている。具体的な内容は以下のとおりである。

(a) 外資企業に対する支援

各レベルの発展改革委員会は、主導的に外資企業に連絡を取り、あらゆる支援政策を外資企業に平等に適用しなければならないとされており、また、業務再開のために協力しなければならない（1条）。

(b) 重大な外資プロジェクトに関する支援

製造業・高技術サービス業の総投資額が10億米ドル以上で、かつ進行中の外資プロジェクト（以下、「重大な外資プロジェクト」という¹。）について、各レベルの発展改革委員会は当該プロジェクトを協力して推進しなければならない（3条）。技術先進・医療防疫などの重要分野の外資プロジェクト、及び中西部地域・東北地域の外資プロジェクトについては、上記の投資金額条件を緩め、すなわち省レベルの発展改革委員会は投資額が10億米ドル以上でなくても、重大な外資プロジェクトと認定することができる（2条）。なお、国家レベルの部門に協力を求める場合には、省レベルの発展改革委員会は国家発展改革委員会に適時に報告しなければならない。

(2) 法執行における法令遵守

本通知によれば、省レベルの発展改革委員会は、外資参入ネガティブリスト、「外商投資奨励産業目録」、法定手続などを厳格に遵守しなければならないとされている。具体的な内容は以下のとおりである。

(a) 外資参入ネガティブリスト関係

外資プロジェクトに対して、ネガティブリスト以外の参入制限を加えてはならない。「政府が審査認可を行う投資プロジェクト目録」に含まれるプロジェクトを除き、地方発展改革委員会は届出制を通じて管理を行う。

審査認可が必要な外資プロジェクトについては、総投資額が3億米ドル以上の場合は国家発展改革委員会によって審査認可され、3億米ドル以下の場合は省レベルの発展改革委員会によって審査認可される。審査認可の申請において、申請者はプロジェクト申請報告書及び規定された書類を提出すればよく、企業財務諸表・資金信用証明・環境影響評価審査認可書類・省エネルギー審査意見書・国有資産出資確認書類などを添付して提出する必要がなくなる。また、法律及び行政規則が別途に規定がある場合を除き、外資プロジェクト審査認可手続は他の許可手続と並行し

¹「第四次重大な外資プロジェクトの申告に関する通知」（2020年2月28日公布）。

中国最新法令 < 速報 >

て申立することができる。なお、疫病期間中、書類の提出に支障があると認められるプロジェクトについては、審査認可機関は当該書類の未提出を許容して受理手続を始め、疫病期間後に補正することを認める（6条）。

届出制について、届出機関は、オンラインプラットフォームを通じて、申請者から所定の基本情報を受け取り、届出を行う（5条）。

(b) 外商投資奨励産業目録関係

奨励類外資プロジェクトについて、その設備輸入の免税手続を簡略化する。すなわち、「外商投資奨励産業目録」に記載される奨励類外資プロジェクトについて、投資総額内で自ら使用する設備を輸入する場合に関税を免除する政策を継続しつつ、一定額以上の奨励類外資プロジェクトについては、従来はまず省レベルより下位の発展改革委員会に対して申立を行わなければならなかったが、企業は直ちに省レベルの発展改革委員会に対して免税の申立を行うことができることとする。

なお、疫病期間中、サプライ・チェーンの問題により設備リストが決定されない場合であっても免税手続の受理はできるようになり、ネットを通じて他の関連資料を送付することによって、受理手続を始めることができる（7条）。すなわち、奨励類外資投資プロジェクト輸入設備免税処理ガイドライン²における「処理流程图」によれば、従来、企業が申請書類を提出してから、当局は一定の期間³をかけて申請書類を審査し、受理手続を始めるか否かを決定する。設備リストがない場合は書類不足と見なされ、受理手続は開始できず、受理告知書は企業に対して発行されないため、次の審査段階に進むことができない。企業は再び書類を補足して提出し、当局によって一定の期間をかけて審査しなければならない。本通知によって、設備リストがない場合でも書類不足とみなされず、受理手続は開始されるようになり、上記期間を省けるようになった。

(c) 法定手続の遵守

外資プロジェクトを受理する際、法定手続を厳格に遵守しなければならない。審査基準を増やし、または、所定期間を超過してはならず、行政によって技術譲渡を強制してはならず、職務履行中に知った商業秘密を厳守しなければならない、また、各支援政策を平等に内外資企業・プロジェクトに適用しなければならない（8条）。

(3) その他

その他、本通知は、国家発展改革委員会が省レベルの発展改革委員会に対して、外資企業への訪問・交流を強化すること（9条）、監督監査はなるべく他の部門と

² 奨励類外資投資プロジェクト輸入設備免税処理ガイドライン

<https://services.ndrc.gov.cn:9443/ecdomain/portal/portlets/bjweb/newpage/guide/quidService.jsp?idseq=12a9a75e146247a5978c030fd968667f>

³ 北京市発展改革委員会の場合は5日間である：

<http://banshi.beijing.gov.cn/pubtask/task/1/110000000000/24d1675c-9565-11e9-8300-507b9d3e4710.html?locationCode=110000000000&serverType=1003>

中国最新法令〈速報〉

合同して行い、検査の重複を避けて企業の負担を減らすこと（10 条）についても規定している。

最後に、本通知によれば、国家発展改革委員会はまもなく、商務部などの部門と合同して、「外商投資奨励産業目録」を修正し、奨励類プロジェクトの範囲をさらに広げるとされている。省レベルの発展改革委員会は、所轄地域の実情を踏まえて、3 月 17 日までに、修正意見を国家発展改革委員会に提出する（11 条）。

（全 11 条）

1. 「一部の証券先物規則の改正に関する決定」

（原文「[关于修改部分证券期货规章的决定](#)」）

中国证券监督管理委员会令第 166 号、中国证券监督管理委员会 2020 年 3 月 20 日公布、同日施行

2. 「一部の証券先物規範性文書の改正に関する決定」

（原文「[关于修改部分证券期货规范性文件的决定](#)」）

中国证券监督管理委员会公告[2020]20 号、中国证券监督管理委员会 2020 年 3 月 20 日公布、同日施行

中国证券监督管理委员会（以下「中国証監会」という。）は、2020 年 3 月 20 日、「一部の証券先物規則の改正に関する決定」（以下「本規則改正」という。）及び「一部の証券先物規範性文書の改正に関する決定」（以下「本規範性文書改正」という。）を公布した。本規則改正及び本規範性文書改正は、2019 年に改正された証券法⁴に対応して、それぞれ 13 の証券先物規則及び 29 の証券先物規範性文書の一部を修正したものである。本規則改正及び本規範性文書改正は、2020 年 3 月 20 日から施行された。

本規則改正及び本規範性文書改正の主な内容は以下のとおりである。

（1）証券取引所管理体制の整備

証券法 21 条⁵及び第 7 章⁶において証券取引所に関する規定が改正されたことに伴い、本規則改正は、「証券取引所管理規則」の関連条項を修正した。主な修正点としては、証券の公開発行が登録制に変更されたことに関連し、証券取引所の権限に証券の公開発行の申請に対する審査が追加され、また上場証券の取引停止及び再開の決定が削除されている。

⁴ 本ニュースレター [No.319（2020 年 1 月 24 日発行）](#) をご参照ください。

⁵ 証券法 21 条は、証券取引所等が、証券の公開発行の申請を審査し、発行者が発行条件に係る要求に合致しているか否かを判断することができる旨を規定している。

⁶ 証券法第 7 章は証券取引場所に関する規定を定める。

中国最新法令 < 速報 >

(2) 情報開示要求の拡充

本規則改正及び本規範性文書改正は、証券法 63 条⁷及び 64 条⁸の改正を受けて、「上場会社買収管理規則」及び「証券を公開発行する会社の情報開示内容及び書式準則第 15 号－権益変動報告書」を修正している。かかる修正により上場会社の買収における開示要求が拡充されており、特に保有する上場会社の発行済議決権付株式が法定の基準に達した場合には、情報開示義務者は株式取得の資金源並びに株式の取得の時期及び方法についても開示することになった。

(3) 発行者の支配株主及び実質的支配者の責任の強化

本規範性文書改正は、証券法 85 条⁹の改正を受けて、「非上場公開会社の情報開示内容及び書式準則第 1 号－公開譲渡説明書」及び「非上場公開会社の情報開示内容及び書式準則第 7 号－優先株特定割当発行説明書及び発行状況報告書」を修正した。それらの規範性文書においては、支配株主及び会社の実質的な支配者が、開示した情報の真実性、正確性及び完全性について法的責任を負う旨の規定が追加されている。

(4) 証券会社や証券サービス機構に関連する規定の修正

本規則改正は、証券法において証券会社の董事、監事、高級管理職の要件¹⁰や証券サービス機構の人員要件¹¹が改正されたことに伴い、「外商投資証券会社管理規則」等を修正し、上記の各改正に関連する董事、監事、高級管理職の就任証明文書及び証券業務従事資格証明文書等の資料要求を削除している。

また、本規則改正及び本規範性文書改正は、証券法改正による上場会社株式の買収に関連する制度の調整、監督管理の強化、監督管理の手段の拡充に対応した修正・変更も規定している。

(「一部の証券先物規則の改正に関する決定」全 13 条)

(「一部の証券先物規範性文書の改正に関する決定」全 29 条)

⁷ 証券法 63 条は、上場会社の発行済み議決権付株式を 5%以上保有する株主が、上場会社への通知及び公告を要求される持分の増減割合につき、5%から 1%まで引き下げ、情報開示の要求を拡充している。

⁸ 証券法 64 条は、63 条に従って行われる情報開示につき、持株増加の資金源並びに上場会社における議決権付株式の変動の時期及び方式を追加している。

⁹ 証券法 85 条は、情報開示義務者が情報開示規制に違反した場合に、発行者の支配株主及び実質的支配者は、株主に対し、発行者らと連帯して賠償責任を負うことを明確にしている。

¹⁰ 証券法改正により、証券会社の董事、監事及び高級管理職の就任資格の審査確認が取り消されている(証券法 118 条・124 条)。

¹¹ 証券法改正により、証券サービス機構に従事する業務人員の証券従業資格認定に関する規定が削除されている。(改正前証券法 170 条で規定されていた業務人員の資格要件が削除された。)

中国最新法令 < 速報 >

IV. 司法解釈

該当なし

V. 地方レベル

該当なし

VI. その他（意見募集稿等）

1. 「外商投資企業苦情申立業務規則（意見募集稿）」

（原文「外商投资企业投诉工作办法（征求意见稿）」）

商務部 2020 年 3 月 23 日公布、意見募集期間 2020 年 4 月 22 日

商務部は、2020 年 3 月 23 日に「外商投資企業苦情申立業務規則（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という。）を公布した。

本意見募集稿は、「外商投資法」及び「外商投資法实施条例」における外商投資企業に関する苦情申立制度の整備に関する規定¹²に基づいて、既存の「商務部外商投資企業苦情申立業務暫定規則」（原文：「商务部外商投资企业投诉工作暂行办法」、2006 年 9 月 1 日公布。）を改正するものである。本意見募集稿は、主に外商投資企業による苦情申立ての適用範囲、手続き及び処理方法などを規定している。具体的な内容は以下のとおりである。

また、本意見募集稿については、2020 年 4 月 22 日までを期間とする意見募集の結果等を踏まえ、内容が修正される可能性がある点、及び、正式に公布・施行されるまでは法的な効力を有しない点にご留意されたい。

(1) 適用範囲

本意見募集稿では、①外商投資企業又はその投資者（以下「申立人」という。）が、行政機関及びその職員（以下「被申立人」という。）の行政行為により自身の合法權益が侵害されたと考え苦情申立機関に調停を申請する行為、及び②申立人が苦情申立機関に投資環境に関する問題に関して施策を整備する提案を提出する行為、を適用対象とする（2 条 1 項）。

なお、香港・マカオ・台湾から投資を受けた企業及びその投資者から提起された苦情申立てにも、本意見募集稿の規定が適用される（29 条）。

(2) 外商投資企業苦情申立手続き

苦情の申立先について、本意見募集稿では、現行制度¹³と基本的に同様に、商務

¹² 「外商投資法」26 条、「外商投資法实施条例」29 条

¹³ 「商務部外商投資企業苦情申立業務暫定規則」5 条 1 項では、全国外商投資企業苦情申立センター及び地方の各級政府の受理職能を有する部門が、実際の状況に基づき、外商投資企業の苦情申立を受理するとされている。

中国最新法令 < 速報 >

部が投資促進事務局の下に設立する全国外商投資企業苦情申立センターを國務院及び省級行政機関に対する苦情申立業務処理機関とし（6条1項）、また、県級以下の行政機関に対する苦情申立については、県級以上の人民政府が専門機関を処理機関として設立又は指定するとされている（7条1項）。

申立人が本意見募集稿に基づき苦情を申し立てる場合、関連証拠を提出する必要がある（4条）。申立人は、苦情に関する事項、証拠、具体的な請求、法的根拠などを中国語で記載し、窓口、郵送又はオンラインで提出しなければならない（9条、10条）。

苦情申立業務処理機関は、受領した資料が受理条件を満たす場合、7営業日以内に申立人に対して申立受理通知書を発行する（14条）。他方で、苦情申立業務処理機関は、申立人が申請する資格を有していない場合や苦情を申し立てた事項が適用範囲に属さない場合、関連資料が揃っていない場合等には、当該苦情申立てを却下する（12条1項1号、2号、3号、6号）。

苦情申立業務処理機関が苦情申立を受理しない場合、7営業日以内に申立人に不受理通知書を発行し、申立てを受理しない理由を説明しなければならない（14条）。

なお、本意見募集稿では、申立人による苦情申立ては、同一の事由について行政不服審査又は行政訴訟を提起する権利に影響を及ぼさないとした（8条1項）上で、苦情申立てと同一の事由について、既に行政不服審査・行政訴訟が開始又は終了しており、又は、規律検査、監察、陳情部門への申立てが受理されている場合、苦情申立業務処理機関は、上記状況を理由として苦情申立てを却下するとしている（12条1項4号、5号）。

（3）外商投資企業苦情申立の処理

苦情申立業務処理機関は、①和解協議書を締結することなどにより申立人と被申立人を和解させる方法、②被申立人の行政行為を撤回・変更し又は他の行政行為を命じる方法、③政府部門に関連施策の整備案を提出する方法、④その他の適切な方法により苦情を処理することができる（17条1項）。なお、上記和解協議書は申立人及び被申立人に対して効力を有し、被申立人が和解協議書を履行しない場合に、法律責任を負わなければならない（17条2項）。

また、本意見募集稿により、苦情申立業務処理機関が苦情申立てを処理する際に、申立人に関する営業秘密、非公開の商業情報及び個人情報を保護しなければならないとされている（21条）。この点、現行制度¹⁴での営業秘密の保護に関する「法律に定める特殊な事情がある場合を除き」との例外文言が削除されており、苦情申立ての処理過程における営業秘密保護の姿勢が表れていると評価できる。

（全 31 条）

¹⁴「商務部外商投資企業苦情申立業務暫定規則」13条では、苦情申立受理機構は、法律に定める特殊な事情がある場合を除き、苦情申立人の営業秘密を守らなければならないと定められている。

中国最新法令 < 速報 >

NEWS

➤ 新型コロナウイルス対応 参考リンク集（4月16日更新）

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

➤ 新型コロナウイルス感染症への対応について（4月15日更新）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言を受け、当事務所では下記の対応を実施いたします。

■在宅勤務について

当事務所では、4月9日より東京・大阪・福岡オフィスにおいて、4月13日より名古屋オフィスにおいて、4月16日より高松オフィスにおいて、それぞれ原則として在宅勤務態勢となります。また、海外オフィス（4月15日時点で、北京・上海・シンガポール・ホーチミン）においても、原則として在宅勤務態勢をとっています。なお、その他のオフィスにおいても、出勤者を減らすなどの対応をとっており、今後、状況に応じて在宅勤務となることがあります。

国内外すべての弁護士等は在宅でセキュリティが確保された形で業務を継続できる体制を整えており、今後もクライアントの皆様へのサービスを切れ目なく継続してまいります。

このような状況のため、お電話はつながらない可能性もございますので、担当者の連絡先をご存知の方は、直接電子メール等でご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、郵便・FAX等につきましては迅速に確認できない場合がございます。予めご了承ください、お急ぎの場合には直接担当者までお問い合わせをいただきますようお願い申し上げます。

■当事務所主催のセミナーについて

当面の間、当事務所主催のセミナーに関しては、会場での開催を中止又は延期いたします。但し、ウェビナー・オンデマンド配信等によるセミナーの開催は継続してまいりますので、今後のご案内をご確認いただければ幸いです。

なお、中止もしくは延期となりました場合は、当該セミナーのウェブサイトとその旨を記載するとともに、お申し込みいただいた方に順次メールにてご連絡を差し上げます。既に中止・延期が決定しているセミナーについては、下記までお問

中国最新法令 < 速報 >

い合わせください。

■非対面会議への移行について

クライアント等の皆様との会議につきましても、当面の間、対面での会議は原則として行わず、ウェブ会議や電話会議等の非対面形式での実施へと移行いたします。

■代表電話へのお問い合わせについて

在宅勤務への移行に伴い、代表電話へのお問い合わせを受けられない状態となります。皆さまにはご不便をおかけいたしますが、当事務所ウェブサイトの[お問い合わせフォーム](#)からご連絡くださいますようお願い申し上げます。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(セミナーに関するお問合せ先)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

E-mail: mhm_seminar@mhm-global.com

中国プラクティスグループ

射手矢好雄、石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、本間隆浩、森規光、原潔、山口健次郎、鈴木幹太、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、真下敬太、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、李珉、姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、解高潔、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、孟立恵、張雪駿、沈陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 6 階 200120

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

www.mhmjapan.com